

平成29年度津野町助成制度のご案内

1. 若者定住住宅取得奨励金事業

【対象】

45歳以下で自らが定住する目的で新築若しくは増築し、又は新築住宅を購入した者で平成30年3月31日までに対象となる住宅が完成し保存登記が完了するもの。

○新築住宅：一戸建て住宅又は併用住宅で、居住用部分の面積が70以上の新築住宅。

○増築住宅：親世代との同居を目的とした居室を建設するもので、居住用部分の面積が30以上80未満の住宅。

○大規模増築住宅：増築住宅の居住用部分の面積が80以上の住宅。ただし、増築部分に浴室、トイレ、台所のうちいずれか二つを有すること。

【奨励金の額】

1.新築住宅・・・100万円 2.増築住宅・・・30万円 3.大規模増築住宅・・・100万円

【申し込みの時期】

建築契約の日から起算して2ヶ月以内に、必ずお申し込みください。

2. 津野町木のいえ普及促進事業

【事業の概要】

この事業は、高知県が県内産木材の振興・林業の活性化を推進するため実施している助成制度「こうち木の住まいづくり事業費補助金」に町が上乘せして補助金を交付するものです。

【こうち木の住まいづくり助成事業とは】

県内産乾燥木材を使用（柱など基本部位に材積70%以上）した新增築住宅や県内産乾燥木材を使用したリフォーム工事に対して、その木材の使用量などに補助金が交付されるものです。

【町の補助を受けるための要件】

高知県の助成事業「こうち木の住まいづくり事業費補助金」を申請し認定された住宅。

【補助金の額】

県の補助金額を算定基準として、県補助金の2分の1を補助します。上限は50万円です。

【申請の時期】

高知県の実施する「こうち木の住まいづくり事業費補助金」交付決定の日から30日以内。

3. 住宅太陽光発電システム設置費補助金

【対象】

① 町内に自ら居住する住宅、または町内に居住を予定し、新築住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置する方。

② 電力会社と電灯契約を締結されている方。

③ 1設備の最大出力が10KW未満であること。

④ 町税等を滞納していない世帯。

【補助金の額】

太陽電池モジュールの最大出力1KWあたり 5万円（上限：20万円）

【申請の時期】

太陽光発電システム設置工事の着工前

【留意事項】

既設しているもの、交付決定前の事前着工および全量売電の場合は対象になりません。

4. 結婚新生活支援事業補助金

【対象】

① 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻した世帯に対しての住居費（物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料）、引越費用。

② 対象となる住居が町内にあり、夫婦の所得が340万円未満の方。

③ 夫婦のいずれも町税等を滞納していないこと。

【補助金額】

住居費と引越費用を合わせた額（1世帯当たり上限 24万円）

上記、助成制度の対象となられる方は、まずご相談ください。

お問い合わせ先 企画調整課 55-2311